

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。
また、国庫補助金等については、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより、都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
2. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、維持管理情報のデジタル化を含めた、改築・更新に係る十分な財政措置を講じるとともに、浸水対策・地震対策に係る財政措置を拡充すること。
3. 下水道をはじめとする汚水処理の事業運営の効率化を図るため、施設の縮小、廃止、集約化に伴う財産処分等の承認基準を緩和すること。
4. 下水道事業の、高資本費対策に係る繰出基準の年限要件を見直すこと。
5. 市町村合併に伴い流域下水道から移管された公共下水道事業については、特例期間後も過度な負担が生じないように、十分な財政支援を講じること。
6. 下水道事業の広域化・共同化については、関係団体が円滑に取り組むことができるよう支援の充実を図ること。
7. 末端管渠の整備については、社会資本整備総合交付金の対象とするなど財政措置を講じること。
8. 東日本大震災関係
被災地における下水道施設の改修・更新等に係る十分な財政措置を講じること。